

7月31日 各種制度の有効期限を迎える

「高齢受給者証」「限度額適用認定証」の

更新について

【高齢受給者証】

新しい受給者証をお送りします。どう確認ください！

「高齢受給者証」は、老人保健受給者を除く70歳以上の方に交付されるものです。
現在交付されている「高齢受給者証」の有効期限は7月31日です。
8月1日からご使用いただく新しい受給者証を市役所から郵送します。お手元に届きましたら、記載事項などをご確認ください。また、有効期限の切れた古い受給者証は、各支所住民課または市役所保険年金課へご返却ください。

概要

国民健康保険に加入されている方で、満70歳以上の方は、満70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方は、誕生日）から老人保健受給者証の交付を受けるまでの間は、前期高齢者となり、高齢受給者証が交付されます。（負担割合などは表の参照）

（この「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。現在、認定証をお持ちの方へは、更新に関するご案内を郵送しますので、同封の申請書を各支所住民課または市役所保険年金課へ提出してください。また、現在お持ちでない方も、随時受け付けしていますので、該当される場合は、各支所住民課または市役所保険年金課で申請してください。）

更新手続きが必要です。お忘れなく！

現在交付されている「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。現在、認定証をお持ちの方へは、更新に関するご案内を郵送しますので、同封の申請書を各支所住民課または市役所保険年金課へ提出してください。また、現在お持ちでない方も、随時受け付けていますので、該当される場合は、各支所住民課または市役所保険年金課で申請してください。

（この「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。現在、認定証をお持ちの方へは、更新に関するご案内を郵送しますので、同封の申請書を各支所住民課または市役所保険年金課へ提出してください。また、現在お持ちでない方も、随時受け付けていますので、該当される場合は、各支所住民課または市役所保険年金課で申請してください。）

▼お持ちいただぐもの

・国保の保険証・認定証を現在お持ちの方はその認定証・印鑑（認印）
・過去12か月で90日以上入院されている場合は、その領収書

※この「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は入院時に使用するものです。入院前には忘れずに申請をしてください。

概要

【限度額適用認定証】

70歳未満の方（老人保健受給者を除く）が、申請して認定されると交付されます。

この認定証を提示することで、入院したときの窓口での支払いが窗口負担限度額までとなり、それ以上の高額療養費分の支払いが不要となります。

（表1参考）

【限度額適用・標準負担額減額認定証】

70歳未満の住民税非課税世帯の方と70歳以上の方（老人保健受給者を除く）で、かつ低所得※3の方が申請して認定されると交付されます。

この認定証を提示することで、入院時の医療費と食事代が減額されます。

（表2・3参考）

※3 所得により、「低所得Ⅰ」と「低所得Ⅱ」の2種類があります。

低所得Ⅰ：住民税非課税世帯

低所得Ⅱ：住民税非課税世帯

【表1】70歳未満の方の自己負担限度額

所得区分	3回までの限度額	4回目以降の限度額※2
一般の方	80,100円+医療費-267,000円)×1%	44,400円
上位所得者※1	150,000円+医療費-500,000円)×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯および未申告世帯

※2 過去12か月間に高額療養費の支給が3回以上あった場合の4回目以降

なお、国民健康保険税を滞納している世帯には【認定証】が交付できませんので、保険税は納期限までに納めましょう。

【表2】70歳以上の方の自己負担限度額

所得区分	負担割合	外来の限度額(個人ごと)	入院時および世帯単位の自己負担限度額(月額)
一般の方	1割	12,000円	44,400円
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+医療費-267,000円)×1% (4回目以降は44,400円)
低所得Ⅱの方	1割	8,000円	24,600円
低所得Ⅰの方			15,000円

注) 外来分は従来どおり高額療養費支給申請が必要です。

【表3】減額後の料金

所得区分	入院時の食事代(1食当たり)		
一般の方(住民税課税世帯)	260円		
減額認定証該当の方(住民税非課税世帯) 70歳以上では低所得Ⅱの方	入院期間が90日以内	210円	
	91日以上	160円	
70歳以上で低所得Ⅰの方 (住民税非課税世帯で年金受給額80万円以下または老齢福祉年金受給者)	100円		

老人保健で医療を受けている方へ

福祉医療費受給券などの更新手続きをお願いします

毎年一部負担割合の見直しを行います

医療費の一部負担割合は、毎年8月に70歳以上の方および老人保健受給者の前年の所得で判定します。負担割合が変更になる方には新しい医療受給者証を交付します。

該当する方には、入院したときに窓口で支払う一部負担金が免除または猶予する制度があります。

（承認期間 原則7月から翌年6月まで）

※一部納付(1／4納付、半額納付、3／4納付)については、保険料の納付がなければ未納と同じ扱いになります。

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合は、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。

（承認期間 原則7月から翌年6月まで）

※一部納付(1／4納付、半額納付、3／4納付)については、保険料の納付がなければ未納と同じ扱いになります。

学生で本人の前年所得が一定基準以下の場合は、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

（承認期間 原則4月から翌年3月まで）

※認定されると、前述（表2・3参照）の国民健康保険料と同様に、減額後の料金が適用されます。

国民年金保険料の納付が困難なときははどう相談ください

申請の受付は制度ごとに行います

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合は、前年度所得が一定基準以下である場合は、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。

（承認期間 原則7月から翌年6月まで）

※一部納付(1／4納付、半額納付、3／4納付)については、保険料の納付がなければ未納と同じ扱いになります。

平成18年度に免除申請（全額免除）、または若年者の納付猶予が承認されても、継続審査の対象となつて

いる方は、毎年申請して承認されなければ未納扱いとなります。

申請は、大津社会保険事務所国民年金業務課または市役所保険年金課、各支所住民課のいずれかで行ってください。

（承認期間 原則4月から翌年3月まで）

※認定されると、前述（表2・3参照）の国民健康保険料と同様に、減額後の料金が適用されます。

（承認期間 原則7月から翌年6月まで）

※認定されると、前述（表2・3参照）の国民健康保険料と同様に、減額後の料金が適用されます。

（承認期間 原則4月から翌年3月まで）

※認定されると、前述（表2・3参照）の国民健康保険料と同様に、減額後の料金が適用されます。

（承認期間 原則7月から翌年6月まで）

（承認期間 原則4月から翌年3月まで）

※認定されると、前述（表2・3参照）の国民健康保険料と同様に、減額後の料金が適用されます。

（承認期間 原則7月から翌年6月まで）

※認定されると、前述（表2・3参照）の国民健康保険料と同様に、減額後の料金が適用されます。

（承認期間 原則4月から翌年3月まで）

※認定されると、前述（表2・3参照）の国民健康保険料と同様に、減額後の料金が適用されます。